

えびなSDGs 懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市における官民連携によるSDGsの更なる推進に向けて、海老名市内に本拠を置く団体（以下、「市内団体」という）及び海老名市内に事業所を置く事業者（以下、「市内事業者」という）の交流や情報交換等を通じて連携体制の強化を図ることを目的に、えびなSDGs 懇話会（以下、「懇話会」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 懇話会においては、次の活動を行うことができる。

- (1) SDGsに関連する情報発信及び情報共有に関すること
- (2) 市、市内団体及び市内事業者間の交流及び連携体制の構築に関すること
- (3) 市が実施するSDGsの推進に係る取組みへのコメントに関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか目的の達成に必要な活動

(禁止行為)

第3条 懇話会において、次の行為を行ってはならない。

- (1) 政治的な主義を推進し、支持し、又はこれに反対するための行為
- (2) 宗教の教義等を広めるための行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) その他、懇話会設置の目的に反する行為

(会員)

第4条 懇話会は、市、市内団体及び市内事業者をもって組織する。

(参加)

第5条 懇話会へ参加できる市内団体及び市内事業者は次のとおりとする。

- (1) 市が指定する市内団体及び市内事業者
- (2) 市が行う公募により選定された、SDGsの達成に向けた取組みを推進する市内団体または市内事業者

(事務局)

第6条 懇話会の運営及び事務を処理するため、海老名市のSDGs推進所管課に事務局を置く。

(暴力団等の排除)

第7条 会員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する